三　次の図に示す取付け方法で全振幅二ミリメートル、毎分二千回の上下振動を、図1及び図2にあっては二時間、図3にあっては四時間加える試験を行った場合において、漏れ、亀裂、破断又は著しい変形を生じないものであり、かつ、当該試験を行った後、放射した場合において、第八条各号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、保持装置を設けるエアゾール式簡易消火具にあっては、取付け装置に代え保持装置を取り付けて試験を行い、保持装置に著しい損傷その他の障害を生じないものであること。

図1

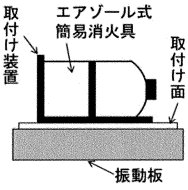



図2

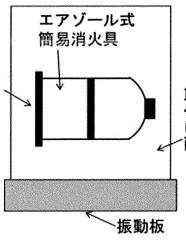
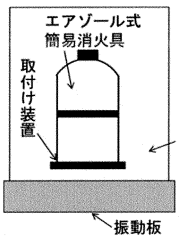



図3




備考　取付け面は、振動板に対して水平又は垂直とする。

（電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具）

**第二十一条**　電気火災に使用するエアゾール式簡易消火具は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　消火剤が粉末又は液化二酸化炭素であること。

二　一辺の長さが一メートルの正方形の金属板をノズルから次の表の上欄に掲げる距離に同表の下欄に掲げる交流電圧を加えた状態で配置し、当該金属板の中心に向けて放射した場合において、当該金属板とノズルとの間に流れる電流が〇・五ミリアンペア以下であること。

| 金属板とノズルの距離 | 金属板に加える交流電圧 |
|---|---|
| 五十センチメートル | 三十五キロボルト |
| 九十センチメートル | 百キロボルト |

（表示）

**第二十二条**　エアゾール式簡易消火具には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一　エアゾール式簡易消火具という文字

二　使用方法

三　使用温度範囲

四　放射時間

五　放射距離（床面から一メートルの高さから水平に放射した場合において、ノズルから消火剤の大部分が到達する場所までの水平距離をいう。）

六　製造年月

七　製造者及び販売者名

八　届出番号

九　充塡ガス及び消火剤の名称並びに容量又は質量

十　取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ　標準使用期間

ロ　使用時及び廃棄時の安全な取扱いに関する事項

ハ　第四条第一項第二号に規定する天ぷら油火災の消火性能を有するエアゾール式簡易消火具にあっては、天ぷら油火災を安全に消火するための火点からの距離等に関する事項

ニ　維持管理上の適切な設置場所に関する事項

ホ　点検に関する事項

ヘ　温度が四十度以上となる場所に置かない旨

ト　一度放射したものは再使用しない旨

チ　容器にさび、傷、変形等が生じた場合は速やかに交換する旨

リ　関係法令の適用を受けるものにあっては、当該法令で定める事項

ヌ　その他取扱い上注意すべき事項

2　エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる火災の区分に応じ、適応するものについては、同表の中欄に掲げる絵表示を表示し、適応しないものについては、同表の下欄に掲げる絵表示を表示しなければならない。この場合において、絵表示の大きさは、一辺の長さが二センチメートル以上の正方形とし、かつ、適応するものに係る絵表示の直近に「適応する火災の初期消火に有効です。」の文字を表示しなければならない。

| 火災の区分 | 適応するものに係る絵表示 | 適応しないものに係る絵表示 |
|---|---|---|
| 小規模普通火災 |  |  |
| 天ぷら油火災 |  |  |